

重要事項説明書

1. 支援事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 わかば会
(2) 法人所在地 青森県弘前市大字城南5丁目13番地15
(3) 電話番号 0172-36-2074
(4) 代表者氏名 理事長 三上 貴生
(5) 設立年月日 昭和63年 4月 1日

2. おうよう園介護相談センターの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業者の種類	指定居宅介護支援事業者
事業者名	おうよう園介護相談センター
所在地	青森県弘前市大字山崎三丁目6-1
電話番号	0172-88-5825
FAX番号	0172-55-5880
事業所番号	青森県 第 0270202385 号
開設年月日	平成19年3月1日
サービスを提供する地域*	弘前市・平川市・黒石市・南津軽郡・中津軽郡

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業者の職員体制

職名	資格	兼務の別	業務内容
管理者	介護支援専門員	あり	事業所の管理及びケアマネジメント業務
介護支援専門員	介護支援専門員	専従	ケアマネジメント業務
勤務時間	午前9時～午後5時30分		

(3) サービスの提供時間帯

月～金曜日	午前9時～午後5時30分
-------	--------------

3. 当事業者の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないように、複数の事業者の紹介を致します。また、事業者をケアプランに位置づけた理由を利用者の求めに応じ開示致します。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

アセスメントには、全社協方式を使用し、問題点・ニーズの把握に努めます。

(3) サービス利用のために

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	全社協方式による
介護支援専門員への研修の実施	年1回 介護支援専門員現任研修を受講します

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 介護保険申請の代行 | ⑥ モニタリング |
| ② 要介護認定 | ⑦ 状況に応じたケアプランの修正、実施 |
| ③ アセスメント | ⑧ 給付管理 |
| ④ ケアプラン作成 | ⑨ 相談業務 |
| ⑤ ケアプランの実施 | |

<サービス内容>

- (1) 利用者のご家庭等を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

- (1) 支援事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- (2) 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めます。
- (3) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービスについて、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びそのご家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

<居宅サービス計画作成後の便宜の供与>

- (1) 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行ないます。

<居宅サービス計画の変更>

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または支援事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、支援事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービスを変更します。

<介護保険施設への紹介>

利用者が、居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ないます。

5. 利用料金

- (1) 利用料
要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、利用者の保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事（法定代理受領）ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日弘前市の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。また、今後の法改正で自己負担分が発生した場合はその時点でご説明いたします。

（要介護1・2）10,570円、（要介護3・4・5）13,730円

(2) 加算について

	料金	概要
初回加算	3,000円/月	初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）について評価する。
退院・退所加算	Iカンファレンス参加の場合 ①1回6,000円 ②2回7,500円 ③3回9,000円 IIカンファレンス参加無しの場合 ①1回4,500円 ②2回6,000円	退院又は退所に当たって、病院などの職員と面接を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し居宅サービスなどの利用に関する調整を行った場合。入院又は入所期間につき1回程度。（初回加算との同時算定不可）「連続3回」算定できるのは1回以上について入院中の担当医等との会議に参加し退院、退所後の在宅での療養上必要な説明を行ったうえでケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した場合。24時間連絡の取れる体制で死亡日14日以内に2回以上在宅を訪問し主治医などの助言を得つつご利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、ご利用者への支援の実施を行う。また、訪問により把握したご利用者の心身の状況を記録して主治医やサービス事業所に提供。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回（月2回限度）	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。
小規模多機能型連携加算	3,000円/月	居宅サービスから小規模多機能型居宅介護への移行時、情報提供をした場合。
入院時情報連携加算	2,000円/月（I） 1,000円/月（II）	（I）入院後3日以内に情報提供を行った場合。 （II）入院後7日以内に情報提供を行った場合。

(3) 交通費

上記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道50キロメートル未満 1,000円

通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道50キロメートル以上 2,000円

（料金の支払方法）

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金から自由に選べます。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約する事ができ、一切料金はかかりません。

(5) 介護支援専門員の交代

・ 支援事業者からの介護支援専門員の交代

支援事業者の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

・ 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、支援事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事が出来ます。

6. サービス内容に関する苦情

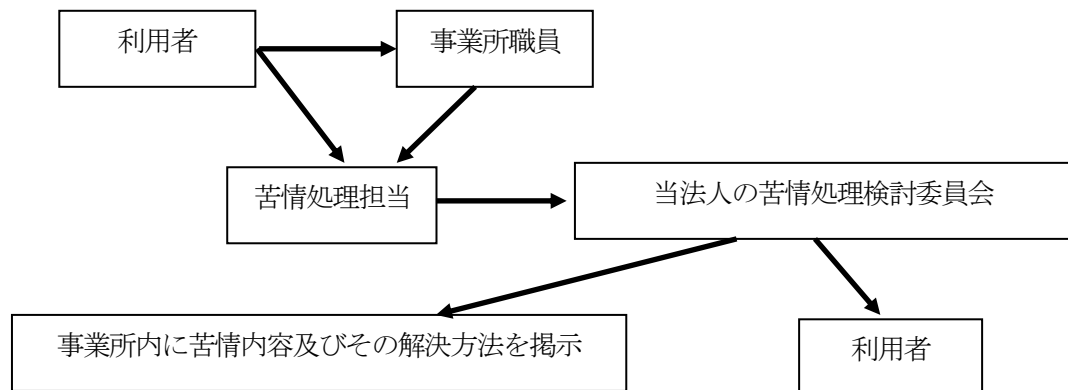
(1) 当事業所お客さま相談・苦情窓口

担当者 清野 静
電話 0172-88-5825
受付日 月～金曜日

F A X 0172-55-5880
受付時間 午前9時～午後5時30分

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



① その他

当事業所以外に、お住まいの市町村の窓口、及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 弘前市役所：電話 0172-35-1111(代表)・・・介護保険課にてお申し出ください。

イ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、その他必要な場合には、速やかに、主治医又は協力医療機関、ご家族等へ連絡を取るなどの必要な処置を講じます。

主治医	医療機関名			
	主治医		電話番号	
ご家族	氏名・続柄			
	電話(自宅/職場)		携帯電話	

8. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者が住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。
- ・また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ・なお、当事業者の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所はあいおい損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

9. 秘密の保持について

- (1) 当該事業者の従事者は、居宅介護支援を提供する上で、その業務上知り得た利用者及びご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当該事業者の従事者であった者は、その業務上知り得た利用者及びご家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

今後記述の契約書内容が変更された場合は、随時別紙書面にて利用者、ご家族へ通知し説明致します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項の説明を行ないました。

附記 2018年4月1日 より施行する。
2019年10月1日 より施行する。